

つくばみらい市告示第 227号

つくばみらい都市計画 道路の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、つくばみらい都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年12月28日

つくばみらい市長 小田川 浩



- 1 都市計画の種類
道路（都市計画道路3・4・13守谷・小絹線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
つくばみらい市筒戸字谷津の一部
- 3 縦覧場所
つくばみらい市加藤237番地
つくばみらい市谷和原庁舎都市計画課

つくばみらい都市計画道路の変更 [つくばみらい市決定]

都市計画道路中3・4・13号守谷・小絹線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造形式	車線の 数	幅員	地表式の区間 における鉄道等と の交差の構造	
幹線 街路	3・4・13	守谷・小絹線	つくばみらい市 筒戸字沼	つくばみらい市 杉下字向根	つくばみらい市 筒戸字谷津	約2,660m	地表式	2車線	16m	常磐自動車道と 立体交差1箇所 幹線街路と平面 交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

周辺の土地利用状況の変化を踏まえ、増加する交通を円滑に処理し、利便性と安全性の向上を図るため、本案のとおり変更するものである。

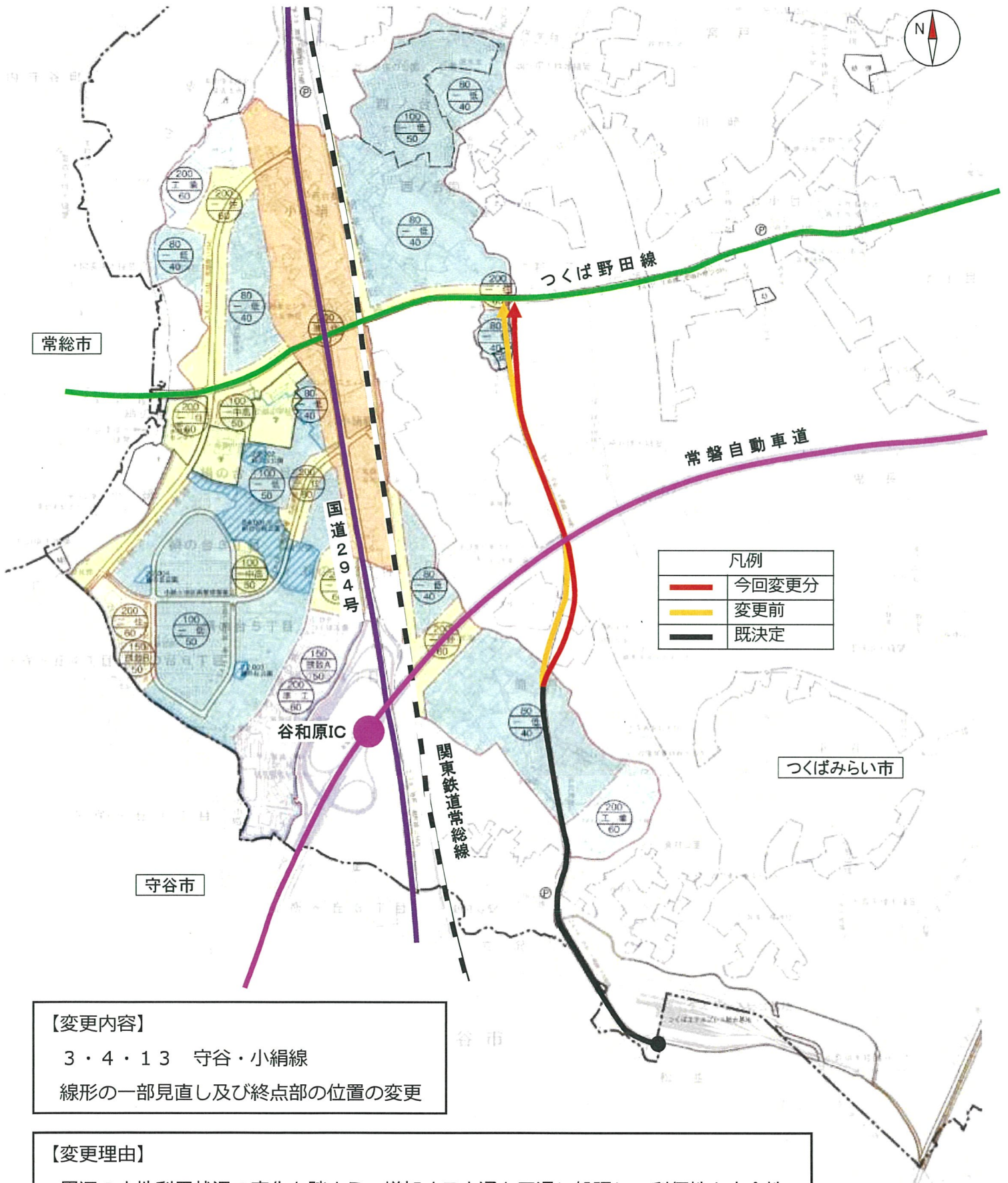
新 旧 対 照 表

3・4・13 守谷・小絹線

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延 長	構造形式	車線の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との 交差の構造	
新	3・4・13	守谷・小絹線	つくばみらい市 筒戸字沼	つくばみらい市 杉下字向根	つくばみらい市 筒戸字谷津	約2,660m	地表式	2車線	16m	常磐自動車道と 立体交差1箇所 幹線街路と平面 交差1箇所	
旧	3・4・13	守谷・小絹線	つくばみらい市 筒戸字沼	つくばみらい市 杉下字向根	つくばみらい市 筒戸字谷津	約2,660m	地表式	2車線	16m	常磐自動車道と 立体交差1箇所 幹線街路と平面 交差1箇所	

つくばみらい都市計画道路の変更（つくばみらい市決定）

概要図



【変更内容】

3・4・13 守谷・小絹線
線形の一部見直し及び終点部の位置の変更

【変更理由】

周辺の土地利用状況の変化を踏まえ、増加する交通を円滑に処理し、利便性と安全性の向上を図るため、変更するものである。